

法務のための AI 時代の独占禁止法

弁護士 佐藤郁美

第 1. はじめに

1. 独占禁止法の条文

皆さんは、独占禁止法の条文を読んだことがありますか？

例えば、契約書の条項が、独占禁止法に違反するかどうかと質問された場合、又は、このような取引は独占禁止法に違反すると相手方から指摘があったと相談された場合、皆さんはどうしますか？

法務として、ある行為が法律に違反するかどうかを判断するために、まず行わなければならないのは該当する条文の解釈と目の前にある事実のあてはめですね。条文の文言や当該条文にかかる裁判所の解釈等を参考に、問題とされた行為がその条文で禁止している行為に該当するかどうかを判断します。ですので、私たちは、「これは法律に違反しますか？」という質問を受けると、すぐ条文を確認するのです。

でも、独占禁止法の場合、条文を読んでも、一体、どういう行為が独占禁止法に違反するのか、さっぱりわかりません。また、独占禁止法に関する判決も少なく、判例を頼りに独占禁止法の条文を解釈することも困難です。そこで、皆さんは、独占禁止法を執行している公正取引委員会（「公取委」）のホームページにアクセスして、そこに独占禁止法に違反するおそれがあると記載されている取引に該当するかどうかを判断するという行為を行うのではないのでしょうか。

なぜ、独占禁止法の条文はこんなにわかりにくいのでしょうか。条文の文言や判例を頼ることができないとなると、私たち法務を担当する者は、独占禁止法に違反する取引かどうかをどのように判断すればいいのでしょうか。公取委のサイトに記載されている説明をそのまま相談者に伝えるしかないのでしょうか。

2. デジタル社会

相談を受けた行為が公取委のホームページでの相談事例や公取委が出している指針（ガイドライン）に記載された取引であれば独占禁止法に違反するのか見当がつかます。でも、今、私たちの生きている社会は今までに経験したことのない第 4 次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボットセンサーを活用した社会）と称される、デジタル社会です。未だ、状況は変化途中であり、しかも変化のスピードは急速です。この産業革命に対応すべく数多くの新規ビジネスが成立していますし、また、既存の産業においても、ビジネスモデルの変更を模索しています。ネット上のプラットフォームを通じて、これまでなかった新規の取引やビジネス、新規の市場さえも続々と立ち上がっています。

このような新しいサービス、新しいビジネスモデル、新しい市場が次から次と出現する現代社会では、公取委のサイトやガイドラインをみただけでは何が違反行為に該当するのか判断するのは困難ではないでしょうか。ということは、デジタル社会に適合した新規事業にかかる取引が独占禁止法に違反するかどうかを判断するのは皆さんになるということです。独占禁止法の目的を理解し、条文の意味を認識して、そして目の前にある取引行為を法にあてはめて結論を出す必要があるのです。

3. AI 時代

さらに、現在は AI 時代です。様々なサービスが AI を利用して顧客にとって利便性が高いものに改善され、そしてスピーディに提供されています。皆さんが日々使う家電製品も AI 機能が搭載されて、私たちの日々の生活を快適かつ効率的にしてくれています。デジタルフォレンジックでも重要な文書の抽出をアシストするサービスが AI を利用して提供されていますね。これを使えば大幅な時間が節約されて便利です。そして、正確性が担保され、また、効率が格段に向上します。

私たちの法務の仕事にも AI は役立ちます。例えば、なにか法律に関連する問題が生じたら、私たちは、①条文を読んで、その条文に関連する判例を検索して裁判所の判断（「規範」といいます。）を確認しますね。そして、②その規範に沿って関係者をインタビューして事実（「生の事実」といいます。）を整理して、③この整理された事実を規範にあてはめて違反か否かの判断と④違反にならないためのアドバイスを行います。このうち、①及び③の作業は AI の方が時間も費用も削減できますので、そのうち AI が行ってくれるようになるでしょう。もう実施されているサービスもあるかもしれません。

AI を利用した取引の競争はこれからの競争の主流となります。このような新規ビジネスの時代においても独占禁止法を適切に解釈することができるよう独占禁止法の基本を理解する必要があります。

3. 本稿の目的

本稿の目的は、今、まさに、そしてこれからますます発展していくであろう、AI 時代において独占禁止法はどう解釈されるべきかを皆さんと一緒に考えていくことを目的としています。独占禁止法は歴史のある、複雑な理論をもった法律ですので、このような短い文章ですべてを説明することなどできません。そこで、AI 時代における独占禁止法の役割を理解してもらうため最低限必要となる範囲に絞って本稿を作成しました。

以下では、まず、独占禁止法とはどういう法律なのか、何故、独占禁止法の条文は抽象的なのかを説明します（第2項）。そして、日本の独占禁止法を解釈するために重要な概念をいくつか取り上げて説明し（第3項）、次に、独占禁止法を理解するために最低限必要となるポイント、特に皆さんが日々の業務において一番目にすることが多い、私的独占と不公正な取引方法についての考え方をお伝えします（第4項）。価格や供給量について競合事業者間の意思の

連絡があったか否かの認定が主たる作業となる不当な取引制限、いわゆるカルテル・入札談合とは違い、私的独占及び不公正な取引方法に該当するか否かの判断はなかなか難しいです。何故、難しいのでしょうか。判断するにあたって重視すべき点はどこにあるのでしょうか、考えていきましょう。

その後に、新しい市場といえるデジタル社会のプラットフォームをめぐる競争とそれに関わる独占禁止法の役割について現在の状況を説明します（第5項）。何年も前から、日本だけではなく EU 及び米国においてさえ、プラットフォーム及びプラットフォーマーをめぐる規制の必要性が主張されてきており、プラットフォームに関しては流動的ながらも現在その流れは世界的にも定まりつつあります。

そして、最後に、第4次産業革命で主役となる、AI を利用した取引とエコシステムについて話を進めたいと思います（第6項）。ご存じのように AI 時代の競争ではデータが非常に重要な役割を果たします。私たちは競争のある市場を守るために独占禁止法をどう適用していくべきなのでしょう。AI と競争法の関係についてはプラットフォームと競争法ほど整理されているわけではありません。ですので、AI 時代におけるデータをめぐる競争を概観して問題提起を行いたいと思います。これに回答を与えるのはこれからの時代の担い手となる皆さんたちです。

では、まず、最初に、何故、独占禁止法が抽象的なのかについてご説明しましょう。

©2020 Ikumi Sato